

# 案

令和4年1月 日

古賀市長 田辺 一城 様

古賀市国民健康保険運営協議会  
会長 竹村 文男

## 古賀市国民健康保険税率等に関することについて（答申）

令和3年8月6日付け、03古市国第1213号で貴職から諮問を受けた古賀市国民健康保険税率等に関することについて、慎重に審議を行った結果、下記のとおり結論を得たので答申する。

### 記

#### 1. 令和4年度の国民健康保険税率について

令和4年度は、国民健康保険事業費納付金に対し現行税率では税収が不足すると見込まれる。

被保険者数は令和4年度以降、いわゆる団塊の世代が後期高齢者に移行するなど、さらに減少が加速すると考えられる。また、1人当り医療費は高齢化の進展や医療の高度化等により増加傾向が続いていることから、税収は今後も不足するものと見込まれる。

これらのことを踏まえ、かつ、コロナ禍であることを考慮し、令和4年度の国民健康保険税率については、古賀市国民健康保険財政調整基金の活用を図りながら、以下のとおりとすることが適当である。

##### （1）医療分（基礎課税分）

所得割	8.4%
均等割	23,800円
平等割	26,200円

##### （2）後期高齢者支援金分（後期高齢者支援金等課税分）

所得割	2.9%
均等割	8,600円
平等割	9,400円

(3) 介護納付金分（介護納付金課税分）

所得割	2.4%
均等割	13,600円

2. 今後の国民健康保険税率のあり方について

今後の国民健康保険税率のあり方については、平成29年度古賀市国民健康保険運営協議会答申を踏襲し、以下のとおりとする。

(1) 令和4年度以降の国民健康保険税率改定について

被保険者への影響等を考慮し、国民健康保険税率改定は特段の事情がない限り、原則3年ごとに検討する。

(2) 賦課割合（応能割と応益割の比率）について

今後国民健康保険税率の改定を行う場合、応能割と応益割の比率については、一部の被保険者が急激に負担増とならないように、福岡県国民健康保険運営方針において示される比率へ徐々に近づけていくものとする。

(3) 介護納付金分の2方式・3方式について

介護納付金分の算定方式については、令和4年度は2方式（所得割と均等割）のままとし、次回の国民健康保険税率の改定時に3方式とすることについて、検討すること。

3. 付帯意見

なお、付帯意見として以下を申し添える。

(1) 被保険者数の減少や1人当り医療費の増加等、国民健康保険を取り巻く諸情勢は流動的であり、予断を許さない。今後、国民健康保険財政に大きな影響が生じる状況となった場合、国民健康保険税率の改定は、2.(1)「令和4年度以降の国民健康保険税率改定について」に係わらず、弾力的に対応すること。

(2) 1人当り医療費は、今後も増加傾向が続くと考えられるため、被保険者の健康づくり及び医療費適正化について、一層の努力を求める。特に生活習慣病関連疾患のうち、長期にわたる社会生活の制限や高額な医療費がかかる糖尿病、慢性腎臓病等については、重点的な個別保健指導など、重症化予防に向けた取組を行うこと。